

見込受験資格認定申請書

長崎県知事 様

申請者名
生年月日 年 月 日
住 所
電 話

出身学校名
所 在 地
電 話

私は保育士試験の受験を希望しますので、下記必要書類を添えて、受験資格の認定を申請します。

記

卒業証明書
見込受験資格認定用勤務証明書
返信用封筒（送付先記入・切手貼付）

注：証明書類の氏名と異なる場合、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を添付

※見込受験資格認定に関する確認事項（確認事項を確認の上、回答欄に記入してください）

	確認事項	回答
1	見込受験資格の認定を受けるには、（１）及び（２）を満たすことが必要です。 （１）試験実施（前期試験：４月、後期試験：１０月）までに、対象の施設等において、１年以上児童等の保護又は援護に従事していること。 ※受験申請受付開始日の前月時点（前期試験は１２月末、後期試験は６月末）で、９か月以上かつ概ね１,０８０時間程度従事していることが必要です。	☐ 確認しました （確認したら□に✓を記載してください。以下同）

	(2) 試験の実施から1年以内(前期試験は翌年3月末まで、後期試験は翌年9月末まで)に、対象の施設等において、2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護又は援護に従事することが見込まれること。	
2	対象の施設等において、2年以上かつ2,880時間以上の勤務期間を満たす見込みの時期を回答してください。	令和 年 月
3	2年以上かつ2,880時間以上の勤務期間を満たしてから1か月以内に、勤務証明書(2年以上かつ2,880時間以上の勤務期間を満たしたことの証明書)を長崎県に提出する必要があります。	☐ 確認しました
4	退職や休職等の事情により、試験実施までに1年以上の勤務期間又は試験実施月から1年以内に2年以上かつ2,880時間以上の勤務期間を満たす見込みがなくなった場合、速やかに報告してください。	☐ 確認しました
5	見込受験資格認定を受ける場合は、認定証の交付以降に直近で実施する試験の受験を申請する必要があります。直近で実施する試験において受験申請しない場合は、見込受験資格認定証は失効しますのでご注意ください。	☐ 確認しました